

外郭団体基本情報

団体概要

(令和2年4月1日現在)

団体名	(公財)久留米市都市公園管理センター	住所	久留米市長門石1丁目15-15
設立日	昭和58年3月31日	(電話番号)	(0942-34-1664)
ホームページ	http://kurumekoen.org/	作成担当所管部署	都市建設部 公園緑化推進課
資本金・基本財産等	7,300千円	久留米市の出資(比率)	3,000千円 (41.1%)
設立目的	久留米市に協力して、公園施設の整備促進及び維持管理を行うとともに、適正な公園の管理運営並びに緑化の推進及び動物愛護思想の普及啓発に努め、公園機能の充実を図り、もって住民の福祉の向上に寄与することを目的とする。		
主な事業内容	公園施設等の維持管理、利用促進及び水辺環境の管理に関する事業 都市緑化の推進、緑の保全及び緑化啓発の推進に関する事業 久留米市鳥類センターの管理運営及び動物愛護思想の普及啓発に関する事業 など		
うち、公益の事業	公園管理事業、緑化普及啓発事業、鳥類センター事業、プール事業		

財務状況

貸借対照表	金額(千円)			損益計算書	金額(千円)		
	R1年度	H30年度	H29年度		R1年度	H30年度	H29年度
総資産	748,225	753,541	756,608	総収入	714,859	706,364	692,744
負債	134,812	149,711	152,976	(うち補助金・委託料)	520,208	506,162	501,227
(うち有利子負債)	0	0	0	経常損益	9,584	197	△ 12,483
純資産	613,414	603,830	603,632	当期損益	9,584	197	△ 12,505
(うち利益剰余金)	607,614	598,030	597,833				

※ 公益法人等は、各項目の数値は下記のとおり記載

純資産: 正味財産合計
利益剰余金: 一般正味財産

※ 公益法人等は、正味財産増減計算書により、各項目の数値は下記のとおり記載

総収入: 経常収益+経常外収益+当期指定正味財産増加額
経常損益: 当期経常増減額、当期損益: 当期一般正味財産増減額
※ (うち補助金・委託料)は、久留米市からの金額を記載

役職員の状況

常勤役員数	平均年齢	平均年収
1 (1)	61歳 1月	4,024千円
一般職員数	平均年齢	平均年収
11 (0)	39歳 3月	5,014千円

※ 常勤役員数、一般職員数及びそれぞれの平均年齢はR2.4.1現在で、平均年収はR1年度の実績

常勤役員数の()は、市からの派遣職員または市職員退職者の数で内数

一般職員数の()は、市からの派遣職員の数で内数

一般職員には、嘱託などの非常勤職員は含まない

第三セクターへの関与の状況

①公的支援(フロー)

項目	金額(千円)			備考(目的、内容、算出根拠等)
	R1年度	H30年度	H29年度	
1 補助金	56,680	49,419	57,707	
2 利子補給金	0	0	0	
3 税の減免額	0	0	0	
4 その他()	0	0	0	
小計	56,680	49,419	57,707	
5 損失補償契約に伴う金利軽減額	0	0	0	
6 出資金、低利貸付等に伴う機会費用	0	0	0	
小計	0	0	0	
合計	56,680	49,419	57,707	
(参考)委託料・指定管理料	463,528	456,742	443,520	

②公的支援(ストック)

項目	金額(千円)			備考(目的、内容、算出根拠等)
	R1年度	H30年度	H29年度	
1 損失補償契約に係る債務残高	0	0	0	
(将来負担額)	(0)	(0)	(0)	
(将来負担算入率)(%)	(0.0)	(0.0)	(0.0)	
2 貸付金残高	0	0	0	
3 出資金	3,000	3,000	3,000	
合計	3,000	3,000	3,000	

関連指標

①財政状況に関する指標

指標		R1年度	H30年度	H29年度	備考
自己資本比率	純資産(正味財産)／総資産	82.0%	80.1%	79.8%	
借入金依存度	(借入金＋社債)／総資産	0.0%	0.0%	0.0%	

②団体の自立性に関する指標

指標		R1年度	H30年度	H29年度	備考
財政的依存度	市財政支出／(経常収益＋経常外収益)	72.8%	71.7%	72.4%	
運営費補助比率	市運営費補助金／経常収益	7.9%	7.0%	8.3%	
随意契約比率	市随意契約額／市委託料・指定管理料	100.0%	100.0%	100.0%	

特記事項

久留米市による直近の監査結果	(R1財政援助団体等監査) 事務・事業は、財政援助等の目的に従っておおむね適正に執行されていたが、一部について、次のとおり是正または検討を要する事項が認められた。 《指摘事項》 1. 職員が小口現金で消耗品を購入する際、職員個人が所有するポイントカードを利用してポイントを取得しているものがある。 2. 新規に設置した看板に係る工事代金について、固定資産として計上すべきものを、修繕費で支出している。 3. 所有権移転外ファイナンスリース取引で取得したリース資産を資産計上せず、そのリース料を賃借料として費用計上しているものがある。
その他特記事項	